

法人・個人事業者の皆様へ

# 電子取引データを適切に保存できていますか？



国税庁担当者

メールで受領した請求書の電子データを保存するようにしていますが、法令の要件にきちんと対応できているか不安で…



経理担当者

ご安心ください。電子帳簿保存法に則った電子取引データの保存方法を確認していきましょう！

## そもそも こういった電子取引データを保存する必要があるの??

取引に関して、書面でやりとりしていた場合に保存が必要な書類（**注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書など**）に相当する電子取引データを受領**又は交付**した場合、その電子取引データの電子保存が義務付けられています。



なるほど！**保存が必要になるのは請求書だけではない**ですね！



そのとおりです。次は電子取引データ保存のルールを見ていきましょう。

## 原則的な電子取引データ保存のルールは3つ！！

### ① 改ざん防止のための措置をとること

具体的には、次のいずれかの措置をとることが必要です。

- タイムスタンプが付与されたデータを受領
- 受領したデータにタイムスタンプを付与
- 訂正・削除の履歴が残るシステム等で授受・保存
- **改ざん防止のための事務処理規程を策定、運用、備付け**

専用のシステムを導入しない方法もあります！

### ② 保存データを確認するためのディスプレイやプリンタ等を備え付けること

### ③ 「日付・金額・取引先」の3つの要素で検索できること

加えて、次のいずれかの措置をとることが必要です。

- 日付又は金額での範囲指定検索・2つの要素を組み合わせた検索ができること
- 税務調査等の際に電子取引データのダウンロードの求めに応じることができること

注 「基準期間（2年（期）前）の売上高が5,000万円以下の方」等は、電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしていれば、③の検索要件を満たす必要はありません。

我が社は②③の要件は満たしていますが、④の改ざん防止のための措置が不十分であることがわかりました。**早速、事務処理規程の策定などを進めたい**と思います。



よろしくお願ひします。なお、①から③のいずれかに対応していない場合でも、対応までの間は猶予措置が設けられています。



原則的な電子取引データ保存のルールに対応するまでの猶予措置等は裏面へ

## 原則的な保存ルール③の検索要件は簡易な方法による対応が可能です！！

保存した電子取引データについて「日付・金額・取引先」で検索をできるようにしておく必要がありますが、例えば次のような方法でも、③の検索要件を満たすことが可能です。

i **表計算ソフト等で索引簿を作成し、索引簿を使用して電子取引データの検索を可能とする方法**

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20240331	110000	(株)霞商店	請求書
2	20240210	330000	国税工務店(株)	注文書
3	20240228	330000	国税工務店(株)	領収書
⋮				
49	20241217	220000	(株)霞商店	請求書

ii **規則性をもったファイル名（日付・金額・取引先の順番で表記）のデータを特定のフォルダに集約することにより、取引データの検索を可能とする方法**

📄 20240331\_110000\_(株)霞商店.pdf  
 📧 20240210\_330000\_国税工務店(株).msg  
 📄 20240228\_330000\_国税工務店(株).pdf  
 📧 20241217\_220000\_(株)霞商店.msg

## 原則的な電子取引データ保存のルールに対応するまでの猶予措置！！



原則的な保存ルールへの対応が間に合わない場合でも、次の(1)と(2)の両方を満たす場合には、電子取引データを保存しておくだけで大丈夫です！

(1) 原則的な保存ルールに従って**電子取引データを保存することができなかつたこと**について、所轄税務署長が**相当の理由**があると認める場合

※ 事前届出は不要で、「**人手不足**」「**システム整備の資金不足**」「**システム整備が間に合わない**」なども相当の理由として認められます。

(2) 税務調査の際に、

・電子取引データの**ダウンロードの求め**



・電子取引データを**プリントアウトした書面の提示・提出の求め**



**にそれぞれ応じることができるようにしている場合**

まずは、**電子取引データを消さずに保存する**ことが重要なんです！



そのとおりです。これで電子取引データの保存はバッチリですね！



電子帳簿保存法への対応は、**業務のペーパーレス化・デジタル化につながり、業務の効率化も期待**できます！

もっと詳しく知りたい方は、国税庁HPの「**電子帳簿等保存制度特設サイト**」にアクセスして説明動画やQ&Aをご覧ください。



こちらからアクセス

